

平成29年2月23日

第79回 神戸市個人情報保護審議会

こども医療費助成制度の拡充に伴う  
勸奨事務及び受給者証の作成について

(保健福祉局)

神戸市参区第 2171 号

平成 29 年 2 月 23 日

神戸市個人情報保護審議会

会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

こども医療費助成制度の拡充に伴う  
勸奨事務及び受給者証作成事務に係る  
住民基本台帳情報の利用について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：市民参画推進局参画推進部区政振興課

こども医療費助成制度の拡充に伴う  
勸奨事務及び受給者証作成事務に係る  
住民基本台帳情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【住民基本台帳情報】

住基個人番号

区コード

支所コード

郵便番号

住所（漢字・コード）

氏名（漢字・カナ・アルファベット）

通称名（漢字・カナ）

生年月日

送付コード

氏名カナフラグ

神保総保第 2919 号

平成 29 年 2 月 23 日

神戸市個人情報保護審議会

会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

こども医療費助成制度の拡充に伴う  
勸奨事務及び受給者証作成事務に係る  
生活保護受給者情報の利用について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局総務部保護課

こども医療費助成制度の拡充に伴う  
勸奨事務及び受給者証作成事務に係る  
生活保護受給者情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【生活保護受給者情報】

住基個人番号

区コード

氏名（漢字・カナ）

通称名（漢字・カナ）

生年月日

神保高国第 3728 号

平成 29 年 2 月 23 日

神戸市個人情報保護審議会

会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

こども医療費助成制度の拡充に伴う  
勸奨事務及び受給者証の作成について  
(条例 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

こども医療費助成制度の拡充に伴う  
勸奨事務及び受給者証の作成について  
(条例 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【住民基本台帳情報】

住基個人番号  
郵便番号  
区コード  
支所コード  
住所（漢字・コード）  
氏名（漢字・カナ・アルファベット）  
通称名（漢字・カナ）  
生年月日

【生活保護受給者情報】

住基個人番号  
区コード  
氏名（漢字・カナ）  
通称名（漢字・カナ）  
生年月日

## こども医療費助成制度の拡充に伴う 勸奨事務及び受給者証の作成について

### 1. 事業の内容

#### (1) 趣旨・概要

こども医療費助成制度では、神戸市内在住の0歳～中学3年生の保護者（主たる生計維持者。以下、「対象者」という。）に対して医療費の助成を行っている。

現在、小学1年生～中学3年生の対象者に対して所得制限を設けているが、平成29年7月より撤廃を予定している。この対象者の拡充に伴い、小学1年生～中学3年生の新たな対象者及び全対象者でこども医療費助成を受けていない者に対して、住民基本台帳情報、生活保護受給者情報を利用し平成29年4月に申請の勸奨を行う。また、勸奨を行った対象者のうち、受給者証作成時点で資格要件を満たす者について、平成29年7月1日よりこども医療費助成受給者証を交付する。

#### (2) 対象者の抽出方法

福祉医療システムにおいて、「平成14年4月2日～平成29年3月31日生」の住基情報及び生活保護情報を突合し、住基情報から福祉医療の対象外となる生活保護受給者データを除外する。

次に、既に福祉医療費助成を受けている者を除外するため、上記情報と、福祉医療費受給者の情報を突合し、重複者を除き、対象者データを抽出する。

#### (3) 勸奨及び受給者証の作成について

**勸奨** 抽出した対象者データを委託業者に提供し、委託業者が勸奨通知を作成、封入封緘し送付する。

**受給者証** 抽出した対象者データを委託業者に提供し、委託業者にて受給者証を作成、封入封緘し各区役所に納品後、各区役所から受給者へ送付する。

#### (4) 効果

勸奨対象者を的確かつ迅速に特定することができ、制度拡充の周知を効率的に行うことが可能となる。



(5) 実施計画

勸奨	平成 29 年 3 月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勸奨データ作成のテストのために 区政振興課及び保護課より 2 月末現在の情報の提供を受ける</li> </ul>
	平成 29 年 3 月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ システム処理テスト (突合、重複削除等)</li> </ul>
	平成 29 年 4 月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区政振興課及び保護課より 3 月末現在の情報の提供を受ける</li> <li>・ システム処理 (突合、重複削除等)</li> <li>・ 処理後、委託業者へデータを提供</li> </ul>
	平成 29 年 4 月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象者へ勸奨通知を発送</li> </ul>
受給者証作成・送付	平成 29 年 4 月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勸奨対象者の情報を元に受給者証データ作成の テストを行なう</li> </ul>
	平成 29 年 6 月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区政振興課及び保護課より 5 月末現在の情報の提供を受ける</li> <li>・ システム処理 (突合、重複削除等)</li> <li>・ 処理後、委託業者へデータを提供</li> </ul>
	平成 29 年 6 月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託業者から各区役所に受給者証を納品</li> </ul>
	平成 29 年 6 月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各区役所から受給者へ受給者証を発送</li> </ul>
平成 29 年 7 月～		新制度開始

(6) 件数

住基対象者数	約 190,000 人
生活保護受給者数	約 5,000 人
福祉医療受給者数	約 163,000 人
勸奨対象者数および受給者証作成数	約 22,000 人

## 2. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機器処理に係るデータ保護管理規定」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき以下のとおり厳格に対処する。

また、勸奨通知及び受給者証作成、封入、封緘、送付等の外部委託業者についても、契約に基づき個人情報の適正な取り扱いを徹底させる。

### (1) システム上の保護

- ① 端末機の操作にあたっては職員証とパスワードによる個人認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。
- ② 新住記システムからのデータ提供は、外部インターネットと切り離された神戸市基幹系 NW 内で共通基盤を経由して行う。
- ③ データの突合処理については、神戸市基幹系 NW 内にある福祉医療システムで行い、外部からの不正アクセス防止、並びにコンピュータウィルスからの感染防止措置を図る。
- ④ 個人情報に係るデータについては、入退室制限を設けた本庁サーバ管理室に設置されている福祉医療システムサーバで一括管理する。また端末機については、内部記憶装置や外部記憶媒体への保存ができない措置を取る。

### (2) 運用上の保護

- ① 福祉医療システムのサーバ等機器保管施設への入退室は、ID カードを所持した関係職員にのみ限定し、入退室の状況を記録する。
- ② 生活保護受給者データの受領に当たっては、ファイルにパスワードを設定した電子記録媒体（USBメモリ等）を、直接手渡しすることとし、受払簿により経緯を記録して適切に管理する。受領データは速やかに福祉医療システム内の指定フォルダに格納し、電子記録媒体の内容は消去する。
- ③ 委託業者へのデータの提供に当たっては、ファイルにパスワードを設定した電子記録媒体（USBメモリ等）を、直接手渡しすることとし、受払簿により経緯を記録して適切に管理する。また、委託先では、施錠可能な保管庫等で管理し、業務終了後は速やかに返却する。
- ④ 電子記録媒体は施錠可能な金庫等に保管し、保存する必要がなくなれば、速やかにデータを消去する。
- ⑤ 帳票は施錠可能なキャビネット等に保管し、保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実に速やかに破棄する。
- ⑥ 個人情報の適正な取り扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。

(3) 外部委託にかかる個人情報の保護

本事業において行う外部委託については、情報セキュリティ等の遵守を定めた委託契約約款及び情報処理等の委託契約に関する情報セキュリティ遵守特記事項に基づき、個人情報の保護について厳格に管理する。

### 3. こども医療費助成制度の概要

○制度改正前（平成 29 年 6 月末まで）

事業名	乳幼児等・こども医療費助成		
年齢区分	0～2歳	3～6歳（未就学児）	小1～中3
所得制限	なし	なし	あり
入院	無料	無料	
外来	無料	1 医療機関・薬局等ごとに 1 日 400 円を限度（2 割負担）に月 2 回まで（3 回目以降無料）	

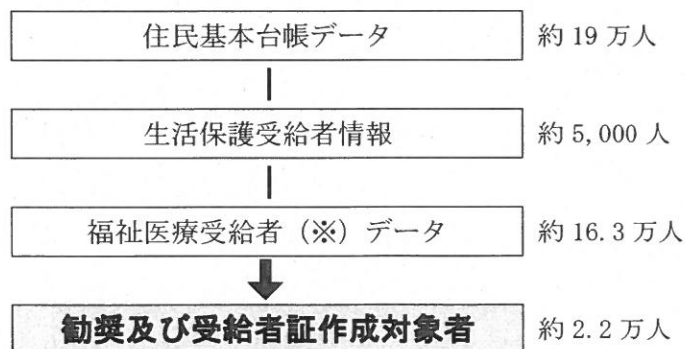


◎制度改正後（平成 29 年 7 月～）

事業名	こども医療費助成		
年齢区分	0～2歳	3～6歳（未就学児）	小1～中3
所得制限	なし	なし	なし
入院	無料	無料	
外来	無料	1 医療機関・薬局等ごとに 2 日 400 円を限度（2 割負担）に月 2 回まで（3 回目以降無料）	

※平成 29 年 7 月から、「乳幼児等・こども医療費助成」の名称を「こども医療費助成」に変更する。

### 4. 対象者の抽出図



※ 福祉医療受給者とは、次のいずれかの医療費助成を受けている者を指す。

- ・ こども医療費助成
- ・ 母子家庭等医療費助成（ひとり親家庭等の親子に対する医療費助成）
- ・ 重度障害者医療費助成（重度の障害をお持ちの方に対する医療費助成）

こども医療費助成制度の拡充に伴う勸奨事務及び受給者証作成事務の実施について

